

熊本市制100周年記念「人づくり基金」大会出場激励金実施要綱

制定 令和7年3月25日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市制100周年記念人づくり基金条例（平成元年条例第7号）第8条に基づき、第4条に規定する国際大会又は全国大会に出場する個人又は団体に、その活躍を祈念して激励することを目的とした熊本市制100周年記念「人づくり基金」大会出場激励金（以下、「激励金」という。）の交付に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(国際大会の要件)

第2条 国際大会出場者への激励金の交付対象は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 市内に在住又は通学・通勤する小学生以上の個人
- (2) 市内の小学校、中学校、高校、大学、事業所に籍を置く団体

(全国大会の要件)

第3条 全国大会出場者への激励金の交付対象は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 市内に在住又は通学する小学生、中学生、高校生の個人
- (2) 市内に籍を置く団体

(対象の大会及び激励金の額)

第4条 激励金交付の対象となる大会及び激励金の額は別表のとおりとする。ただし、激励金の額は、予算の範囲内において決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 熊本市スポーツ振興基金実施要綱（平成12年4月1日制定）に定める激励金の交付の対象となる場合。
- (2) 児童及び生徒の文化部活動遠征費補助金交付要綱（昭和60年8月10日制定）に定める補助の対象となる場合。
- (3) 類似する大会出場激励金・補助金を受けている場合。

3 第1項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、交付の対象とすることができる。

(交付の申請)

第5条 激励金を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、大会出場前に、熊本市制100周年記念「人づくり基金」大会出場激励金交付申請書（様式第1号）に、開催要項、出場者名簿及び出場することを証する書面を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

2 市外に在住で市内に通学・通勤する者が申請する場合、前項に加え、通学先・通勤先の在籍を証明するものも添えなければならないこととする。

3 市長は、前2項の申請の内容等に疑義があるときは、これを調査し、申請者の説明を求めることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の提出があったときは、交付の対象となる者（以下「被交付者」という。）及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定後速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、交付の決定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

(暴力団員等の排除)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第12条第4号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、被交付者及び交付額の決定をしないことができる。

(変更等に係る届出)

第7条 被交付者は申請の内容に変更、中止、取下げ等の事由が生じたときは、遅滞なく熊本市制100周年記念「人づくり基金」大会出場激励金計画変更申請書(様式第2号)で市長に届け出なければならないこととする。

2 市長は、前項の報告があった場合は、必要に応じ交付の内容の変更、中止、取消し等を行うことができる。

(激励金の交付)

第8条 被交付者は、大会が終了したときは速やかに大会の実績を記載した書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めた場合は激励金を被交付者の指定する銀行の口座に振り込むものとする。

(決定の取消及び激励金の返還)

第9条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、激励金の交付決定を取消し、若しくは既に交付した激励金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手続により援助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 大会出場を途中で中止し、若しくは変更したとき又は実施しなかったとき。
- (4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

2 市長は、前項第2号に該当する場合において、その理由が天災その他やむを得ない事情による場合は、その事情を考慮の上、激励金の返還を減額し、又は免除することができる。

(熊本市制100周年記念人づくり基金選定委員会への報告)

第10条 市長は、激励金の交付の実績について、被交付者及び交付額を熊本市制100周年記念人づくり基金選定委員会に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

	交付対象大会	金額
国際大会	過去10年以上継続しており、第4条の規定により 激励金の対象となる全国大会を経た、国際的な組織が主催する国際大会。	世界規模 50,000円 アジア規模 30,000円 ※日本国内で開催の場合 10,000円
全国大会	予選参加者含む総参加者数が100人以上（団体の場合100組）で、過去10年以上継続し、その実績が全国的に認められている地区予選を経た全国規模の大会。	個人：5,000円 団体：出場者数×5,000円 （上限50,000円） ※開催地が九州内（沖縄を除く）の場合は、2分の1の金額

熊本市制100周年記念人づくり基金大会出場激励金申込書

年 月 日

熊本市長 様

熊本市制100周年記念人づくり基金の激励金を次のとおり申し込みます。

記

申請者	フリガナ 氏名		交付対象者との関係
	住所		連絡先
交付対象者	フリガナ 名前	生年 月日	M・T・S・H 年 月 日（満 歳）
	住所 〒 —		連絡先 ()
	(1) 学校名・学年		(2) 事業所
出場大会	1. 国際大会 2. 全国大会 ※どちらかに○をつけてください (大会名) _____ (主催) _____ (期 日) _____ ~ _____ (開催場所) _____		
激励金希望額		円	
主な略歴（熊本市に関係のある出身校、主な出場大会等）			
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な感性を有する者（団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。）でないことを誓約します。			☐

- 〔添付書類〕
- ☐ 激励金を受ける者の住民票等 （熊本市在住・在籍が確認できるもの）
- ☐ 激励金を受ける者の写真 （本人と確認できるもの）
- ☐ 市税滞納有無調査承諾書